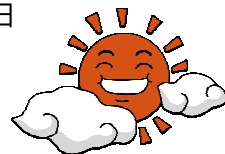


ストップ！青少年非行

青少年愛護条例が改正されました

施行日：平成 21 年5月1日

※インターネット上の有害情報からの青少年の保護については、平成21年7月1日



青少年愛護条例は、青少年の健全な育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から未来を担う青少年を保護しようとするものです。

この条例で、青少年とは、**18歳未満の者**をいいます。
※今回の改正により、**6歳未満も対象**となりました。



インターネット上の有害情報の氾濫、出会い喫茶等営業の出現、乳幼児の健全育成を阻害する事案の顕在化など青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するために

1. 条例の対象とする青少年の年齢の見直し
2. インターネット上の有害情報への対応の強化
3. 出会い喫茶等営業への規制
4. 深夜外出の制限規定の見直し

が行われました。

保護者のみなさんへ

青少年がこころ豊かにたくましく育っていくことは、私たちすべての大人の願いであり、社会の責任です。このリーフレットは、未来を担う青少年のこころと身体の健全な成長を守るために、青少年愛護条例をもとに作成しました。

子ども達と一緒に、安全で安心な生活を送れるよう活用してください。
みなさんの自発的・積極的な取り組みをお願いします。



(1)インターネット上の有害情報への対応の強化

インターネットは便利ですが、大人の目が届きにくく有害情報が閲覧できてしまいます。また、知らぬ間に悪意ある人とつながり、被害が生じたり、メールや掲示板で傷付けてしまう危険があります。



青少年のインターネットの適切な利用についての保護者の取組（改正）

保護者は、青少年が利用するパソコン等の端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければなりません。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければいけません。

青少年の携帯電話について、原則フィルタリングを利用すること（新設）

保護者は、青少年の携帯電話インターネット接続役務の契約にあたり、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない旨を申し出ることができますが、正当な理由を記載した書面を提出しなければいけません。

フィルタリングとは子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイトなどへのアクセスを制限できる機能。

フィルタリングを利用することにより、アダルトサイト、グロテスクサイト、出会い系サイト、喫煙・飲酒等推奨サイト、自殺・家出推奨サイトなどの閲覧を制限できます。

家庭内でルールを作りましょう。

携帯電話やパソコンの使い方について家庭内でルールを作ることは、子どもを危険から守るだけでなく、子どもの利用マナーの向上や責任を自覚させることに効果があります。

<家庭内でのルールの例>

- * 利用する時間を決める。（「夜 10 時まで」、「1 日 1 時間」など）
- * 利用する場所を決める。（「リビングで使う」、「充電器はリビングに置く」）など
- * 利用マナーを決める。（「個人情報や悪口を書き込まない」、「知らないアドレスには返信しない」、「利用するサイトを決める」、「何かをしながら携帯電話を利用しない」、「撮影対象」、「外出先での利用法」など）
- * 明細で料金を確認する。（料金設定やダウンロードの制限など）

<ルール作りのポイント>

- * ルールの必要性を伝え、子どもと話し合いながら決めましょう。
- * 子どもの発達段階に応じたルールにし、定期的に見直しましょう。



(2)出会い喫茶等営業に対する規制(新設)

出会い喫茶等営業を利用することで、悪い誘惑や犯罪に巻き込まれたり、犯罪の被害に遭うこともあります。



出会い喫茶等営業とは男性と女性に会話の機会を提供する店舗。テレホンクラブや出会い系サイトと違い、男性と女性が直接顔を合わせて会話するのが大きな特徴です。

出会い喫茶等営業に対する主な禁止行為等(新設)

- * 青少年を客として立ち入らせたり、客として立ち入るよう指示・勧誘したりしてはいけません。
- * 青少年を接客業務、勧誘業務、チラシ等を配布する業務に従事させてはいけません。
- * 青少年に、出会い喫茶等営業所の名称等を記載したチラシ等を配布してはいけません。
- * 青少年の立ち入りを禁止することを掲示しなければいけません。 など

(3)深夜外出の制限等

深夜に外出をすることは、犯罪に巻き込まれたり、犯罪の被害に遭う危険性を高めます。また、生活リズムも乱れ、学校や家庭内の生活に悪影響を与える可能性もあります。

保護者の義務（改正）

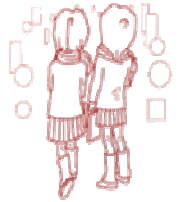
保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないようにしなければいけません。

深夜とは
午後11時～翌日の午前5時までをいいます。

連れ出し等の禁止（改正）

※深夜以前に連れ出し、深夜に至った場合も禁止の対象です。

何人も、保護者の承諾等なく、深夜に、青少年をその住所等から連れ出し、またはその住所等以外の場所に居させてはいけません。



(4)有害興行、有害図書類、有害がん具類等に関する規制

興行者は、有害興行を青少年に観覧させてはいけません。

図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売・貸付、および閲覧・視聴させてはいけません。

がん具販売店などは、青少年に有害がん具類等を販売・貸付してはいけません。

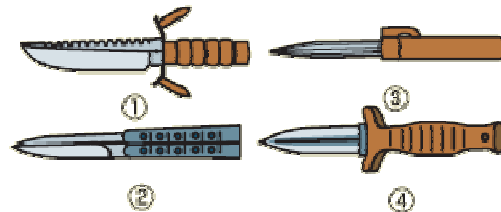
※有害興行および有害図書類とは、

- ・著しく性的感情を刺激するもの。
- ・著しく粗暴性または残忍性を助長するもの。
- ・著しく恐怖心を与えるもの。
- ・犯罪を誘発し、または助長するおそれがあるもの。
- ・自殺を誘発し、または助長するおそれがあるもの。 など

興行：映画、演劇、演芸など
興行者：映画館など
図書類：書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク等
図書類取扱業者：書店、コンビニ・ビデオレンタル店、インターネットカフェ・まんが喫茶等
がん具類等：がん具類、刃物類

※有害がん具類等に指定している刃物類

- ①固定式のナイフ（サバイバルナイフなど）
- ②折りたたみ式のナイフ（バタフライナイフなど）
- ③スライド式のナイフ（振り出しナイフなど）
- ④両刃ナイフ（ダガーナイフなど）



(5)健全な育成を阻害するおそれのある行為の禁止等

何人も、青少年に対し、次の行為をしてはいけません。



- ①入れ墨を施す行為等
- ②みだらな性行為またはわいせつな行為
- ③使用済み下着等の買受け等
- ④次の行為が青少年になされ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供およびその周旋
・暴行 ・麻薬または覚せい剤を使用する行為 ・喫煙または飲酒 など
- ⑤指定医薬品等の譲渡等
指定医薬品等とは、医薬品その他のもので、催眠、めいてい、興奮、幻覚その他これらに類する作用を有するものとして知事が指定するもの。

健全育成 チェックリスト

—うちは大丈夫?—



子どもは、本人が自覚しないままにSOSのサインを出していることがあります。

次の項目のような行動は見られませんか？

- 時間にルーズになる。朝なかなか起きなくなる。
- 自分の部屋に入らせない。鍵をかける。部屋にこもる。
- 帰宅が遅くなり、深夜の外出や外泊をするようになる。
- 携帯電話やインターネットに依存している。
- 友達の名前や外出先を言いたがらない。
- 生活にどことなく、けじめのなさや倦怠感を感じさせる。
- 突然に成績が低下し、授業態度が悪くなる。
- 登校を渋ったり、早退や欠席が多くなる。
- 言葉づかいが荒くなり、親子で衝突することが多くなる。
- 家族を意識的に避け、家族と話をしたとがらない。食事を一緒にしない。
- 周囲の人に対して、反抗的・攻撃的になり、些細なことに過度にイライラする。
- 服装にこだわり、持ち物等が派手になる。
- 金遣いが荒くなり、高価なものを所持する。



子どものサインに気づいたら、子どもへの関わり方を考えましょう。

- 子どもの話をじっくり聞き、同じ目線で考え、深い関心を払う。
- 出来ないことを責めないで、出来ていることを褒める。
- 子どもの発達や成長に応じた関わりをし、ありのままを受け止める。
- 家庭に笑顔があり、挨拶や「ありがとう。うれしい。助かった」の言葉掛けをする。
- 子どもとの約束を守る。
- 子どもを信じて、見守る。
- 子ども自身で問題解決をしていけるよう導く。
- 子どもの中で、人とのつながりの大切さや善悪の判断、常識を伝える。



小さな変化や些細な心配事…、子育ての悩み…、学校の先生方を始め相談機関に相談しましょう。

相談窓口

明石市教育委員会事務局

いじめ対策課 ・ いじめ対策課青少年育成センター

〒673-0883 明石市中崎1丁目4番1号 中崎小学校北校舎4階

☎ 078-918-5096 (いじめ、不登校など)

☎ 078-918-5410 (青少年の非行問題、親子・友人関係、しつけ、子育てなど)

月曜日～金曜日の9:00～19:00 但し祝祭日および年末年始を除く

